

事務連絡
令和8年9月16日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

感染症サーベイランスシステムを活用した電磁的な方法による
届出の促進について（ご依頼）

感染症対策の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の一部が改正され、令和5年4月1日から、感染症対策における疫学情報の迅速かつ効率的な収集・共有を推進するため、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関（以下「電磁的提出感染症指定医療機関」という。）の医師による発生届の届出について電磁的な方法による届出が義務化されるとともに、それ以外の医師による届出についても電磁的な方法による届出が努力義務とされたところです。

しかしながら、依然として感染症サーベイランスシステムが発生届の届出に十分に活用されていない状況です。また、感染症サーベイランスシステムの活用状況には、地域差も認められています。都道府県ごとの活用状況については、第23回新型インフルエンザ等対策推進会議の資料を参照ください。

感染拡大防止には、感染症の発生状況を迅速かつ的確に把握し、関係者へ共有して公衆衛生上必要な対応につなげる必要があるため、発生届の届出において感染症サーベイランスシステムを活用していただくことが重要です。

そのため、まずは全ての電磁的提出感染症指定医療機関における電磁的な方法による届出の実現を目指し、アカウント付与の効率化等、医療機関が感染症サーベイランスシステムを活用しやすい環境整備を進めていくこととしております。

また、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症の患者等に係る入院や発熱

外来等に対応いただくことが想定される第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の医師に対しても、感染症サーベイランスシステムを活用した発生届の届出について御協力をお願いすることとしております。

つきましては、貴自治体におかれましては、医療機関等の関係者に対し、電磁的方法による届出の趣旨及び感染症サーベイランスシステムの利用について改めて周知いただくとともに、未利用医療機関に対する利用勧奨やアカウント取得手続の案内等、地域の実情に応じた利用促進に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省としても、上記のアカウント付与の効率化等に加えて、昨年成立した医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）を踏まえ、届出業務の効率化に向けた電子カルテと発生届の連携について、引き続き検討してまいります。

今後は、感染症サーベイランスシステムによる届出状況に係る調査を年 1 回実施し、その結果について新型インフルエンザ等対策推進会議等へ報告するとともに、公表していく予定としています。調査の時期等については、改めて御連絡いたします。

なお、本件については、公益社団法人日本医師会に対しても別途事務連絡を発出し、会員医療機関への周知について協力を依頼しているところです。

（参考）

「感染症サーベイランスシステムによる届出状況について」（令和 8 年 7 月 16 日 第 23 回新型インフルエンザ等対策推進会議 資料 3）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/dai23_2026/gijisidai_7.pdf